

鴻教学務第 555 号
令和 4 年 1 月 18 日

鴻巣市立小・中学校通学区域審議会 会長 様

鴻巣市教育委員会
教育長 望月 栄



吹上小学校及び吹上北中学校の通学区域である一部地域の通学区域の見直しについて（諮問）

このことについて、鴻巣市立小・中学校通学区域審議会条例（昭和 48 年 12 月 25 日条例第 46 号）第 2 条の規定により諮問します。

記

1. 諮問事項

吹上小学校及び吹上北中学校の通学区域である一部地域の通学区域の見直しについて

2. 諒問理由

本市では、小・中学校の教育環境の整備及び学校における教育の充実を図るため、学校規模等による教育格差の是正、通学路における児童・生徒の登下校の安全確保等については、喫緊の課題として捉えているところです。

吹上小学校においては、以前から、洲崎橋を通学路としている北新宿地区の児童の登下校に関する安全対策について、多くの要望等が挙げられています。

このことに加えて、筑波、吹上本町、榎戸 1 丁目、北新宿地区では、中学校への進学先が別れていることや、児童数及び学級数が増加傾向であり、将来的には大規模校化に伴い、教室数が不足することが想定されるなど、様々な課題があります。

課題の解決に向けては、本市における適正規模及び適正配置の基本的な考え方に基づき、総合的視野に立った、吹上小学校の通学区域の見直しが必要と考えていることから、児童の登下校における安全確保への適切な配慮とその対応を踏まえた上で、北新宿地区の通学区域を、下忍小学校へ変更するとともに、筑波、吹上本町、榎戸 1 丁目地区においては、中学校への進学を吹上北中学校から吹上中学校へ変更するものです。

3. 審議事項

- (1) 現在、吹上小学校の通学区域にある北新宿地区について、令和5年度から、下忍小学校の通学区域とすることは妥当かどうか。
(ただし、令和10年度まで就学時に希望する児童及び、令和5年3月31日現在で、吹上小学校に在籍している児童は、卒業まで吹上小学校への通学を認める。また、兄姉が吹上小学校に在籍している場合は、経過措置期間にかかわらず、吹上小学校への入学を認める。)
- (2) 児童の登下校における安全確保の観点から、教育委員会で定めた基準に基づき、スクールバスを活用した送迎対応は妥当かどうか。
- (3) 現在、吹上北中学校の通学区域にある筑波、吹上本町、榎戸1丁目地区について、令和5年度から吹上中学校の通学区域とすることは妥当かどうか。
(ただし、令和5年3月31日現在で、吹上北中学校に在籍している生徒はそのまま吹上北中学校の在籍を認める。また、兄姉が吹上北中学校に在籍または卒業している場合は、経過措置期間にかかわらず、吹上北中学校への入学を認める。)